

令和7事業年度

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

事業報告書

一般財団法人
日本木材総合情報センター

目 次

第1 事業の概要

- 1 木材市況等の概要 1
- 2 国内外の木材関連情報の収集分析・提供への取組 2
- 3 顔の見える木材供給体制構築事業の実施 2
- 4 顔の見える木材供給体制構築事業による
需給情報の収集・共有体制の構築 4
- 5 木づかい運動の推進 4
- 6 日本産木材の輸出拡大への取組み 5
- 7 その他 5

第2 総務に関する事項

- 1 理事会について 6
- 2 評議員会について 6
- 3 人事について 7

第1 事業の概要

1 木材市況等の概要

「政府経済見通し」（令和8年1月23日閣議決定）によると、令和7年度の日本経済は、賃上げ率が2年連続で5%を上回るなど、成長型経済へ移行しつつある。景気は緩やかに回復しているが、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、個人消費は力強さを欠いている。7年度の実質GDP成長率は1.1%程度と見込まれている。

- (1) 令和7年度の新設住宅着工戸数は、前年度の改正建築基準法施行に伴う前倒し着工の反動減等により前年度比12.9%減の71.1万戸となり、リーマンショック後の平成21年度(77.5万戸)を下回る低水準となった。持家(19.5万戸)、貸家(30.9万戸)、分譲住宅(20.1万戸)のいずれも前年度比2桁減となった。木造住宅は同9.6%減の42.3万戸となり、木造率は59.5%で2.2ポイント上昇した。
- (2) 令和7年度の製材工場への丸太入荷量(概数)は、国産材1,229万 m^3 (前年度比3.8%増)、輸入材233万 m^3 (同2.8%減)となり、製材品の生産量は767万 m^3 (同3.4%増)と増加しており、国産材による輸入材の代替が進んだとみられる。合板工場への丸太入荷量は国産材419万 m^3 、輸入材26万 m^3 とそれぞれ増加したが、国内需要の落ち込みにより、針葉樹構造用合板の生産量は227万 m^3 (同0.8%減)と減少した。
- (3) 令和7年度の木材輸入量は、長引く円安を背景に丸太が172万 m^3 (前年度比2.0%増)と3年連続の200万 m^3 割れとなった。製材品は373万 m^3 (同4.6%減)となり、昨年度回復した欧州材も210万 m^3 (同5.6%減)、米加材は80万 m^3 (同6.5%減)と減少した。構造用集成材は45万 m^3 (同12.9%減)、合板は149万 m^3 (同1.6%増)となった。
- (4) 令和7年度の木材輸出量は、円安による価格競争力の向上により総じて増加傾向で推移した。丸太は189万 m^3 (前年度比3.9%減)とやや減少したが、過去最高となった昨年度に次ぐ高水準となった。中国向けは米国の対中関税政策の影響で7、8月に大きく減少したが、その後回復した。製材品は20万 m^3 (同23.4%増)となり、特に米国向けのフェンス・デッキ材等のスギ製材品が6万 m^3 (同41.3%増)と好調だった。
- (5) 令和7年度の木材市況は、円安が続く中、実需不振のため盛り上がりには欠ける展開となった。国産丸太は横ばいから下落傾向で推移した。製材品は年度当初に若干上昇したものの、その後は下落傾向で推移した。針葉樹構造用合板はジリ安が続いたが、メーカーの値上げ表明により令和8年2月以降は値戻しに転じた。一方、欧州材ラミナを原料とする国内産構造用集成材及び輸入構造用集成材は、円安によるコスト高を背景に価格が上昇した。

2 国内外の木材関連情報の収集分析・提供への取組

国内における原木の需給・価格の動向、海外における木材需給の動向など、木材産業に大きな影響を及ぼす国内外の木材関連情報を収集分析し、関係者に提供した。

(1) 国内情報の収集分析及び提供

関係機関の統計データに基づく国内原木の需給・価格動向の分析を行い、その結果について、当センターの月刊情報誌であり、国内外の木材需給や木材産業の構造変化等に関する記事を掲載した「木材情報」のほか、木材に関する時事情報を掲載した「木材ニュースレター」や当センターのホームページ上への掲載等を通じ、林業・木材産業関係者および林業・木材行政の担当部局等に対して情報提供を行った。

(2) 海外情報の収集分析および提供

一般社団法人日本木材輸出振興協会等と連携し、海外のモニターを通じて木材需給等の情報を幅広く収集分析し、当センターの月刊情報誌である「木材情報」のほか、木材に関する時事情報を掲載した「木材ニュースレター」や当センターのホームページ上への掲載等を通じ、林業・木材産業関係者等に対して情報提供を行った。

(3) 市況検討委員会の開催

木材の市況や需給の動向について各業界実務担当者と情報交換を行う「市況検討委員会」（商工中金、県森連、木材輸入業者、製材業者、合板業者、集成材業者、木材チップ業者、問屋・小売業者等がメンバー）を4月、6月、8月、10月、12月及び2月にリモートで開催するとともに、奇数月は各委員から送付していただいたデータを基に、生の市場情報を総合的に分析し、短期的な見通し等を行った。

そして、これらの情報は、月刊誌「木材情報」を通じて林業・木材産業関係の行政、団体・企業、研究者等に提供したほか、当センターのホームページ上への掲載を通じ、幅広く情報提供を行った。

3 顔の見える木材供給体制構築事業の実施

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用材の安定供給・利用の強化等のため、森林経営の持続性が担保された木材の安定需要を獲得しつつ、木材の需要拡大、付加価値の増大を通じて、資金を山に返し、次世代の資源を確保することができる木材利用を進めることが必要である。このため、当センターは、(一社)全日本木材市場連盟とともに、以下の取組を行った。

(1) 「助成事業者」の選定

森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向け、川上から川下までが連携した顔の見える木材安定供給体制の構築に資する地域等における課題解決の取組、

特に森林経営の持続性が担保された木材の供給と需要拡大に資する取組を支援することとし、林業・木材産業に対する専門的な知識を有する委員からなる検討委員会を設置し、委員による事前採点結果に加え、取組内容、地域バランス等を勘案して以下の5つの助成事業者を選定した。

選定された5つの助成事業者名、事業名、事業内容は、以下のとおりである。

○ 山形県木材産業協同組合（山形県）

やまがたの広葉樹材の地域内流通及び広葉樹製材の地域内加工モデルの構築

山形県は全国に誇れる豊かな広葉樹資源を有しているが、生産量は少なく、そのほとんどが製紙用パルプ材（一部用材）として低価格で県外に供給され、県内の地域資源として有効に活用されていない。そこで川上から川下までが広葉樹関連情報を共有することで、川上・川中の増産体制づくりを進め、川中と川下が連携することで広葉樹材製品を川下の消費者に繋ぐ「円滑な流通システム」を構築する取組を実施

○ 一般社団法人日本林業経営者協会（東京都）

持続可能な林業経営とマーケットを繋ぐ新たなチャネル（販路）の開拓

林業経営の収益性が長期低迷、再投資意欲の喪失、林業経営の持続性が危うくなっている。また、市場構造と消費者との距離による収益悪化、競りの不振、買い手優位の取引により、特にA材の収益性が低下しており、さらに消費者ニーズとの乖離が発生している。そこで販売構造の改革及び新たな販路の開拓が求められ、林業経営者がマーケットと連携し、直接良質材（A材）の適価取引が出来る販路を創出し、地域に近いホームセンターを通じ、工務店等への情報発信・販売に向けた提案を行う取組を実施

○ 福岡中小建設業協同組合（福岡県）

中大規模木造ハイブリッドビル建設に向けた地域材供給体制モデルの構築

非住宅中高層建築物への木材利用の機運が高まっており 首都圏を中心とした東日本エリアではカラマツの利用が進んでいるが、西日本エリアで産出される高強度のヒノキ材利用が進んでいない。そこで国産ヒノキが構造用木材の選択肢になるよう木造ハイブリッドビルへの高強度集成材の実装に向け、地域で連携した木材供給体制を構築する取組を実施

○ 丹波市木材林産協同組合（兵庫県）

持続可能な地域づくりに向けた森林資源活用とネイチャーポジティブな木材流通の推進

森林所有者の森林経営意欲が低下し、山離れが加速している。防災面からも森林の在り方が問われている。そこで地域環境保全に寄与する木材利用を丹波ブランド化し、所有者の森林管理意識を高めることで、地域全体の環境保全と経済発展に寄与する取組を実施

○ 株式会社仙台木材市場（宮城県）

未利用地域産広葉樹材の利活用

宮城県内は資源として広葉樹が豊富にあるがナラ枯れ被害や製材所の減少もあり、ほとんどがチップ材等になって利用されていない。そこでナラ枯れ被害の防止と地域産広葉樹流通量増加の為の商品開発を行い地域産広葉樹の安定供給体制の確立を図るための取組を実施

（２）助成対象者への指導・進行管理

「実施状況報告書」を毎月提出させ、内容を確認し、必要に応じて指導を行った。また、当センター及び（一社）全日本木材市場連盟が役割分担し検討委員及び林野庁担当官と共に指導・現地検査を実施し、助成事業が適切に行われているかの確認を行った。

（３）報告会及び成果の普及

５助成事業者の進捗状況を確認する中間報告会を令和７年１０月１０日に、成果報告会を令和８年３月４日に実施した。また、本事業の助成対象となった活動の成果を取りまとめた報告書を作成、当センターのホームページに掲載し、普及啓発に活用した。

４ 顔の見える木材供給体制構築事業による需給情報の収集・共有体制の構築

国産材の安定供給体制の構築に向けて、川上から川下まで幅広く様々な関係者が木材及び苗木等の需給情報の収集・共有を図るため、事業者や関係団体から構成される需給情報連絡協議会を開催し、公的統計や市場などでオープンとなっている情報に加え、それ以外の木材需給情報について把握することを目的として、（一社）全日本木材市場連盟とともに、以下の取組を行った。

中央需給情報連絡協議会を令和７年９月と令和８年２月に Web 開催し北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州の各７地区の需給情報連絡協議会の事務局より各地区の状況報告や価格転嫁・取引適正化等に関する意見交換を実施した。２回の中央需給情報連絡協議会の議事録、配布資料を林野庁のホームページで公表するとともに、毎月各地区の構成員にタイムリーな情報共有を行った。

※ 顔の見える木材供給体制構築事業は、令和７年度をもって終了。

５ 木づかい運動の推進

地球温暖化防止をはじめ、国土の保全、地域経済の振興等の観点から国産材利用の拡大を図るため、平成１７年度より林野庁で推進している「木づかい運動」の一環

として、旗印となるロゴマーク（木づかいサイクルマーク）の登録・普及を行った。

6 日本産木材の輸出拡大への取組

農林水産物の輸出拡大という国の基本方針を踏まえ、（一社）日本木材輸出振興協会が実施する下記の取組へ協力・支援した。

- ① 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業（令和6年度林野庁補正予算）
- ② 品目団体輸出力強化緊急支援事業（農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業、令和6年度農林水産省補正予算）
- ③ 品目団体輸出力強化支援事業（農林水産物・食品輸出促進対策事業、令和7年度農林水産省当初予算）

7 その他

その他当センターの活動に必要な事業等については、継続して実施した。

第2 総務に関する事項

1. 理事会について

第1回理事会(令和7年6月10日)

議 事

- (1) 令和6年度事業報告書(案)について
- (2) 令和6年度決算報告書(案)について
- (3) 評議員候補者の推薦について
- (4) 理事候補者の推薦について
- (5) 理事長との業務に関する委託契約締結の承認について
- (6) 令和7年度第1回評議員会の開催日時、場所、議題等について
- (7) 職務執行状況報告について(報告事項)

第2回理事会(令和7年6月26日)(書面開催)

議 事

- (1) 業務執行理事の選任について

第3回理事会(令和8年3月3日)

議 事

- (1) 令和8年度事業計画書(案)について
- (2) 令和8年度収支予算書(案)について
- (3) 基本財産の一部処分について
- (4) 令和7年度第2回評議員会の開催等について
- (5) 職務執行状況報告について(報告事項)

2. 評議員会について

第1回評議員会(令和7年6月26日)

議 事

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和6年度決算報告について
- (3) 評議員の選任について
- (4) 理事の選任について

第2回評議員会(令和8年3月25日)

議 事

- (1) 平成8年度事業計画書(案)について
- (2) 平成8年度収支予算書(案)について
- (3) 基本財産の一部処分について

3. 人事について

評議員の任期満了に伴い以下のとおり選任された。

○ 評議員

- | | |
|------------|----------------------|
| (再任) 島田 泰助 | (一社) 全国木材検査・研究協会 理事長 |
| (再任) 辻 潔 | (株) 日本林業調査会 代表取締役社長 |
| (再任) 富山 洋 | 全国森林組合連合会 代表理事専務 |
| (再任) 柱本 修 | (一社) 全日本木材市場連盟 専務理事 |
| (再任) 服部 順昭 | 東京農工大学 名誉教授 |
| (新任) 岡本 卓士 | 日本木材輸入協会 専務理事 |
| (新任) 平方 宏 | (一社) 群馬県木材組合連合会 会長 |

※ 任期は、令和7年第1回評議員会の決議から令和10事業年度に関する定時評議員会（令和11年6月開催予定）の終結のときまで

吉野理事の辞任に伴い以下のとおり選任された。

○ 理事

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (新任) 畑 茂樹 | (一財) 日本木材総合情報センター 事務局次長 |
|-----------|-------------------------|

※ 任期は、令和8事業年度に関する定時評議員会（令和8年6月開催予定）の終結の時までとなる。

事業報告附属明細書

一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第34条3項にある事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。